

舞鶴市建設工事等中間技術検査実施要領

平成 21 年 7 月 27 日制定

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要領は、舞鶴市工事検査規程に規定する臨時検査として行う中間技術検査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 中間技術検査は、施工途中で実施する技術検査であり、完成検査を補完し工事の実施状況及び完成検査時点では不可視・手直し困難となる部分等の確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 中間技術検査の対象工事は、別表1のいずれかに該当する工事のうちから工事担当課長が指定するものとする。

2 工事担当課長は中間技術検査を実施する工事に係る契約を締結しようとするときは、その旨を契約図書である特記仕様書に明記し、あらかじめ受注者へ通知するものとする。

(実施時期等)

第3条 中間技術検査の実施時期は、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、完成検査、部分払検査の時期を考慮し、別表2に定めた検査実施点を参考に施工の各段階における重要な変化点等で行うことを原則とする。

2 工事担当課長は中間技術検査の実施可能日について、受注者の作成した中間技術検査計画書に基づき現場の状況、受注者等の意見を聴取し、その14日前までに指導検査課長と協議するものとする。

(検査の方法)

第4条 中間技術検査は、対象工事の品質を確保するため、別表3に規定する関係書類に基づき、工事の実施状況（施工体制、施工手順、施工管理、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等）、出来形および出来ばえを書面検査と現場検査で確認することにより行うものとする。

2 検査職員は中間技術検査を実施したときは、舞鶴市入札工事等成績評定要領に基づき評定し記録するものとする。

(他の検査との関係)

第5条 完成検査は、契約により受ける給付の完了の確認のために行う検査で、「地方自治法」等に基づき実施するものであり、この中間技術検査は、公共工事の品質確保のため、第3条第1項に規定する時期までに完成した出来形部分について、技術的確認又は施工状況確認を行うもので、給付の完了の確認の対象としない検査である。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査又は部分払検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りではない。

3 中間技術検査と部分払検査が同時期になる場合は、中間技術検査を省略することができる。

(検査の報告)

第6条 検査職員は、中間技術検査を行ったときは、その結果及び工事成績評定の記録を指導検査課長に報告しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は指導検査課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月27日から実施する。

改 正 平成25年4月 1日「請負者」を「受注者」に改める。

別表1 (対象工事)

- (1) 下記の請負金額が見込まれかつ契約工期が6ヶ月以上の工事
 - ① 8,000万円以上の建築及び機械、電気設備工事
 - ② 6,000万円以上で①以外の工事
- (2) 構造物に欠陥があることで重大な管理上の瑕疵が予想される、又は手戻りが発生すると事業目的に大きな影響を与える重要構造物で、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難と予想される工事
- (3) 工事担当課長が必要と認めた工事

別表2 (検査実施点)

- (1) 重要な構造物の基礎工の完了時 (杭打設、地盤改良、直接基礎の掘削後等)
- (2) 重要なコンクリート構造物の配筋完了時
- (3) シールド及び推進工事の立坑到達時
- (4) 設備工事における主要な機器類の性能検査
- (5) 建築、設備工事における構造物躯体完了時
- (6) その他埋め戻しを行い、構造物の重要な部分が不可視となる前

別表3 (関係書類)

- (1) 指導検査課への検査依頼時に提出を要する書類
 - ① 設計図書
 - ② 契約関係書類 (舞鶴市工事共通仕様書 P40) の中で契約時、契約時及び変更時を提出期限としているもの
 - ③ 施工関係書類 (舞鶴市工事共通仕様書 P41) の中で下記もの
 - 1) 施工計画書
工事発注課で点検の済んだもので、工事全体に関する施工計画内容を記載したもの
 - 2) 工事打合簿、施工承認
検査の対象となる工種に関するもの

④検査部分（出来形等）を示す図面

※検査の対象となる工種が分かるように契約図面等に着色したもの

(2) 検査時に提示を求めるもの

①工事監督記録簿（「施工プロセス」チェックリスト）

②安全管理資料

施工計画によるもので、受注者による安全訓練等の実施状況の分かるもの

③品質管理資料

施工計画によるもので検査の対象となる工種に関するもの

（例えば、土工であれば密度管理及び含水比、コンクリートであれば配合計算書、強度管理、鉄筋のミルシートなど）

④出来形管理資料

施工計画によるもので検査の対象となる工種に関するもの

⑤工事写真

施工計画によるもので検査の対象となる工種に関するもの

⑥使用材料関係

検査の対象となる工種に関するもの

⑦その他必要と認められるもの

（例えば、杭基礎における先端支持の確認資料、緊張工における数値の根拠等設計時に定められた数値などが確認できる資料など）

中間技術検査対象工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は公共工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに、品質の確保を図るため中間技術検査の対象工事について定めるものとする。

(中間技術検査計画書の作成)

第2条 受注者は、施工計画書の提出時に監督職員と協議し、中間技術検査計画書を作成し監督職員に提出する。

(検査の範囲)

第3条 中間技術検査の検査範囲は、対象工事の施工途中の各工程における施工体制、施工状況、出来形、品質、出来ばえ等工事全体とする。

(検査の時期)

第4条 中間技術検査の実施時期は、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、完成検査、部分払検査の時期を考慮し、施工の各段階における重要な変化点等で行うことを原則とする。

2 中間技術検査時期の決定は、中間技術検査計画書に基づき現場の状況、受注者等の意見を聴取し、工事担当課長が決定する。

(他の検査との関係)

第5条 中間技術検査はその実施時期までに完成した出来形部分について、技術的確認又は施工状況確認を行うが給付の対象としない。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査又は部分払検査時での重複した確認を行わないものとする。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の確認が必要な場合は、この限りではない。

3 中間技術検査と部分払検査が同時期になる場合は、中間技術検査を省略することができる。

(検査の準備等)

第6条 受注者は、中間技術検査に際し監督職員と協議のうえ、関係資料を準備するものとする。

2 受注者（現場代理人を置く場合にあつては現場代理人とする。）、主任技術者（監理技術者を置く場合にあつては監理技術者とする。）等は中間技術検査に立会わなければならない。